

【件名】ACT政府発表：現在実施中のロックダウン措置を9月2日（木）まで延長（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 8月16日（火）、ACT政府は、記者会見において、現在実施中のロックダウン措置を2週間延長し、9月2日（木）まで継続する旨発表しました。
- 感染をした人が、他者にウイルスを感染させる可能性のある状態で訪問していた場所（「Exposure locations」以後「感染の可能性があった地点」と表記）が、追加・更新されていますので、下記リンク先からご確認ください。
- 同地点に特定の日時に訪問歴がある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録する等の措置が必要になります。なお、感染の可能性があった地点には、濃厚接触（Close contact）、軽度の接触（Casual contact）、及び、症状の観察（Monitor for symptoms）と3種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、下記の本文をご覧ください。
- 8月16日午前9時発表時点のACTにおける陽性者は、8月15日から19人増え28人となりました。

【本文】

1 ロックダウン措置の延長

（1）8月16日、ACT政府は、記者会見において、現在実施中のロックダウン措置を2週間延長し、9月2日（木）まで継続する旨発表しました。

（2）ACTに滞在中の人は、以下の必要不可欠な理由のみで外出が可能です。

- 生活必需品、医薬品の購入
- 必要不可欠な医療の受診（訪問医療を含む）
- 必要不可欠な仕事に従事する場合
- 自身の居住する地域での1日1時間以内の屋外での運動
- 新型コロナウイルスの検査を受けるため
- 新型コロナウイルスのワクチンを接種するため

外出できる理由の詳細は下記リンク先をご参照ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/lockdown/reasons-why-you-can-leave-home>

（3）12歳以上の人は外出時にマスクを着用しなければなりません。

（4）食料品を扱うスーパー等は営業しますが、必要不可欠でない小売店は、ロックダウン期間中閉鎖しなければなりません。

2 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、少なくとも1日に2回、追加・更新されていますので、下記リンク先からご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) 同地点に特定の日時に訪問歴がある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録する等の措置が必要になります。

(3) なお、感染の可能性があった地点には、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、及び、症状の観察 (Monitor for symptoms) と3種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからウをご確認ください。

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人 (secondary contacts) も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健局により隔離から解除となる旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts>

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触 (Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。訪問したタイミングにより、執るべき措置が以下のとおりとなります。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

○同指定地点を指定日時から4日以内に訪問していた場合

検査を2回受ける必要があります。1回目は同地点を訪問していたことが判明してから直ちに、2回目は、同地点を訪問してから5日後となり、2回目の検査で陰性の結果を受け取るまで自己隔離する必要があります。

○同指定地点を指定日時から4日以上前に訪問していた場合

速やかに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離する必要があります (検査は1回のみ)。

上記いずれの場合でも、症状が現れた場合は、たとえ軽い症状であっても再度検査を受ける必要があります。

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可

可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地点に特定の日に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてください。

(4) 検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所：https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(5) 検査場所では、最大6時間の待ち時間が発生しているとの報道もあります。ACT政府は、検査に赴く人に対して、水や食料を携行することを勧めています。

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的を確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html